

静岡県立静岡西高等学校 生徒心得

1 あいさつ

高校生らしく明るく誠実な気持ちと態度であいさつをしよう。

2 学校生活

- (1) 遅刻しないよう余裕を持って家を出る。遅刻、欠席の場合は、保護者等が8時15分までにClassiで連絡をする。
- (2) 始業から放課後まで校外に出ない。早退、外出の場合は、担任の許可を得る。
- (3) 授業開始には遅れず準備し着席して待つ。授業中の入退出は教科担任の指示に従う。
- (4) 公共物は大切に使用する。割り当ての鍵付きロッカーの管理等をしっかりする。整理・整頓・清潔を心がけ、ゴミなどを散らかさず、捨てるときは分別する。
- (5) 学習に必要なもの以外は持参しない。所持品は全て記名する。スマートフォン等は原則として、校舎内使用禁止とする。
- (6) 怪我やトラブル、物品の拾得、破損、紛失、盗難等あったときは直ちに届け出る。
- (7) 部活動、ホームルーム、生徒会活動、学校行事に積極的に参加する。
- (8) 完全下校時刻は、原則として午後7時とする。

3 服装・身だしなみ

制服を正しく着用し、身だしなみを整え、品位を保つ。原則、登下校は本校指定の制服とする。例外的に学校行事等による場合は別途連絡する。休日等の部活動による登下校は顧問が認めたスポーツウェア等で可能とする。

- (1) 規定の制服を正しく着用する。
 - スカートの裾は膝の中心（立て膝で床につく長さ）。ウエストの部分は折らない。
 - ベスト、セーターは指定のものを着用する。
 - 制服の変形やズボンの下げ履きは、禁止とする。
- (2) 併用期間中は上着なしで、指定セーター、ベスト、長袖シャツでも可とする。その期間については別途指示する。
- (3) 靴下は華美でない単色とし、ワンポイントのみ可とする。（冬期タイツ可、レッグウォーマー、ルーズタイプは禁止とする。）
- (4) 制服の下に着るものは華美でない単色とし、柄・文字がないものとする。ただし制服の外へ出ないようにする。
- (5) 冬期通学時、防寒具の着用を認める。ただし、昇降口で脱ぎ、管理をする。
- (6) 装飾品の着用は禁止とする。（ピアス、リング、ネックレス等）
- (7) 化粧並びにマニキュア、ペディキュアは禁止とする。（色付きリップクリーム、アイプチ、カラコンを含む。）爪は短く、清潔にする。（授業によっては危険が伴うため。）
- (8) 髪は清潔にし、高校生らしい品位を保つ。染色・脱色、パーマ、エクステンション等一切の加工を禁止とする。
- (9) 通学靴は華美でないものとする。運動靴は可とする。上履き、体育館シューズは所定のものを使用し、記名する。
- (10) 体調不良等で異装が必要な場合は届け出る。

4 自転車通学

- (1) 常にルール・マナーを守り、思いやりの心を持つ。余裕を持ち安全な通学路を通る。
- (2) 事故が生じた時は、すみやかに警察、家庭と学校に連絡し、相手の氏名、住所、連絡方法、ナンバーを確認する。
- (3) 自転車整備を完全にし、安全を確保する。ブレーキ、ライトについては特に念入りに点検する。
- (4) 点検を受け、本校指定の登録ステッカーを貼る。駐輪場の指定場所に置き施錠する。

点検項目

- ハンドル（グリップが地面と水平か。しっかりと固定されているか）、○ ブレーキ（前後）、○ ベル、○ ライト、○ リフレクタ（反射板）、○ スタンド（不安定でないか。両立が望ましい）、○ カギ（二重ロックが望ましい。施錠を徹底する。）、○ 雨具（氏名を記入する。）
- (5) 雨天時はカッパを着用し、傘さし運転は絶対しない。
 - (6) ヘッドホン、イヤホン、スマートフォン等を使用しての走行は禁止。
 - (7) ヘルメット着用が望ましい。

5 校外生活

- (1) 身分証明書は常に携帯し、本高生としての誇りと品位をもって行動する。高校生として好ましくない場所へ立ち入らない。
- (2) 午後9時以降は補導の対象となる。(静岡市高等学校校外教育連盟申し合わせ)
- (3) 運転免許取得は禁止とする。3年生進路内定者については規定時期以降に申請・許可制とする。
- (4) アルバイトは原則禁止とする。特別な事情の場合は検討する。
- (5) 旅行、集会、団体加入、登山、野外活動等は届け出る。保護者等の許可なく外泊しない。
- (6) 飲酒、喫煙、暴力、恐喝、窃盗、万引き、変質行為、交通違反等法律に反する行為は絶対にしてはならない。不審者から被害を受けたり、場面に遭遇したりした場合は直ちに身の安全を確保し、警察(110番)へ連絡して、後で学校に届け出る。
- (7) 迷惑メール、悪質サイト、架空請求等のSNSのトラブルに巻き込まれないよう、スマートフォン、パソコン等にはフィルターを掛け、使用には充分注意する。

6 保健・衛生

- (1) 平素より健康に留意し、病気の早期発見、早期治療に努める。身体、衣服、環境の清潔に心がけると共に進んで心身の鍛錬に努める。
- (2) 感染性疾患のあるものは、すみやかに治療し、他人に迷惑をおよぼさない。
- (3) 保健室の使用については、担当教師の許可を得る。

7 政治的活動

- (1) 生徒会活動、部活動を含め、教育活動の場を利用して選挙活動や政治的活動を行うことは禁止する。
- (2) 放課後や休日等であっても、学校の構内での選挙運動や政治的活動については、学校の施設管理上での支障、生徒の学習活動等への支障から禁止する。
- (3) 放課後や休日等に学校の構外で行われる選挙活動や政治的活動は家庭の理解の下、生徒が判断し行うものであり、本人や他の生徒の学業や生活の学業や生活に支障のないよう十分配慮する。

8 諸届規定

下記については各担当者にすみやかに届け出て、その指示を受ける。

- (1) ホームルーム担任に申し出て指示を受けるもの。
 - ① 姓名、住所、保護者等に変更があったとき。
 - ② 欠席、遅刻、早退、忌引、外出、異装の連絡が必要となったとき。
 - ③ 自宅等で感染症が発生したとき。
 - ④ その他届出を必要とするもの。
- (2) 生徒指導課の関係職員に申し出て指示を受けるもの。
 - ① 対外試合、対外集会等への出場、参加をするとき。
 - ② 旅行、登山、キャンプ等をしようとするとき。ただし、登山、キャンプは指導者の同行を必要とする。
 - ③ 掲示、出版(ビラを含む)、諸調査を行うとき。
 - ④ 金品を集めるとき。
 - ⑤ 新しく団体を結成し、または集会行事を行うとき。
 - ⑥ 校外団体に加盟、または校外集会行事に参加するとき。
 - ⑦ 物品を拾得、紛失、破損したとき。
 - ⑧ 交通事故、違反をしたとき。
- (3) 関係職員に申し出て指示を受けるもの。
 - ① 校舎、校具、運動施設等を使用のとき。
 - ② 校内での疾病、傷害を生じたとき。
- (4) 事務職員の指示を受けるもの。
 - ① 通学証明書、在学証明書、卒業見込証明書、学生割引証は、身分証明書を交付願に添えて申請する。